

令和2年2月臨時会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和元年度2月補正予算等関係(臨時会関係))

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

令和2年2月臨時会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 雇用政策課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 繰越明許費に関する調書	雇用政策課	5

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名	頁
報告第2号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について	産業振興課	6

議案説明資料総括表

商工労働部 (単位:千円)

【補正予算】

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
雇用政策課	674,158	6,000	680,158	4,500			1,500	
一般会計合計	14,830,292	6,000	14,836,292	4,500			1,500	
説明								
【雇用政策課】 (新)就職氷河期世代活躍支援事業								

令和元年度一般会計補正（臨時会関係）予算説明資料

5 款 労働費

1 項 労政費

1 目 労政総務費

雇用政策課（内線：7229）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 就職氷河期世代活躍支援事業	0	6,000	6,000	4,500			1,500	
トータルコスト	0	6,794	6,794	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関等との連絡調整、委託事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

就職氷河期世代の就労促進のため、各都道府県に設置される「就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム（設置主体：労働局）」と連携した支援を実施する。

※国による就職氷河期世代活躍支援の主な対象

概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた世代で、下記の方々を主な対象とする。

- (1) 主に35歳から40代の方で不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）
- (2) 長期にわたり無業の状態の方
- (3) 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

※「就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の概要（想定）

- ・構成：労働局、県（労働・福祉関係部局）、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、経済団体、労働団体ほか関係団体
- ・取組事項：①支援対象者の把握、②KPI（重要業績計画指標）の設定及び事業実施計画の策定、③機運醸成及び行政支援策の周知、④市町村プラットフォームとの連携
 【行政支援策】
 専門窓口によるマッチング、合同企業説明会などの就職支援、職業訓練、人手不足対策の一環として同世代活用の提案などの雇用・正規雇用化の周知・啓発

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業区分	事業の内容	予算額
1 情報発信（広報による誘導）	就職氷河期世代、及びその親に向けた情報発信により支援対象者を掘り起こし、相談窓口や支援策等へ誘導を図る。	1,500
2 企業とのマッチング創出（就職氷河期世代対象求人の促進）	就職氷河期世代対象の企業見学ツアーや就職氷河期世代対象求人の促進に向けた企業向けセミナーを通じて、支援対象者と企業とのマッチングの機会を創出する。	4,000
3 県外在住者向けの交通費助成	県外在住の就職氷河期世代（県内出身者等）の方が、県内での就職活動をする場合の来県経費の一部を助成する。（補助率1/2、上限30千円）	500
合計		6,000

※国R1年度補正予算事業『地域就職氷河期世代支援加速化交付金（国3/4）』を活用予定。

3 これまでの取組状況、改善点

国等とも連携し、就職氷河期世代を含め、就職困難者等に対し、県立ハローワークや若者サポートステーションを窓口としたマッチング支援、職業訓練を通じた就職支援に取り組んできた。

【就職支援に向けた主な取組】

○県立ハローワークにおける若者の安定就業支援

- ・就職氷河期世代を含めた相談者に対し、「県が実施する職業訓練によるスキル形成」「カウンセリングでの適性把握」などを通じ、非正規雇用から正規雇用の就業に繋いでいる。

○求職者向け職業訓練＜長期高度人材育成コース＞（産業人材課）

- ・就職氷河期世代等を対象とした資格取得・安定雇用化のための職業訓練（民間教育機関への委託訓練）で、平成21年度から実施

※本県での実施職種は、介護福祉士（H21～）、保育士（H29～）、栄養士（H29～）

＜実績（H31.3末）＞

- ・入校者数 203人、就職者数 152人（うち149人が正規雇用） ※修了者全員が資格取得
- ・就職氷河期世代の有効な就業支援施策であり、更なる広報強化を図り活用を進めるため、全国知事会を通じて国に広報強化・制度改善を要望したところ。

令和元年度2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款項目	5款 労働費									
	うち商工労働部									
							1項 労政費			
節別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報酬	285,494		285,494	258,925		258,925	155,119		155,119	
2 給料	202,566		202,566	171,990		171,990	95,550		95,550	
3 職員手当等	102,730		102,730	86,085		86,085	47,825		47,825	
4 共済費	111,105		111,105	100,633		100,633	57,581		57,581	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賞金										
8 報償費	173,261		173,261	173,040		173,040	75,317		75,317	
9 旅費	35,367		35,367	28,920		28,920	20,972		20,972	
費用弁償	12,933		12,933	8,618		8,618	7,617		7,617	
普通旅費	5,657		5,657	4,108		4,108	2,146		2,146	
特別旅費	16,777		16,777	16,194		16,194	11,209		11,209	
10 交際費	50		50							
11 需用費	39,494		39,494	37,778		37,778	13,793		13,793	
12 役務費	24,397		24,397	21,148		21,148	16,245		16,245	
13 委託料	662,817	6,000	668,817	661,641	6,000	667,641	320,199	6,000	326,199	
14 使用料及び賃借料	117,440		117,440	115,815		115,815	89,992		89,992	
15 工事請負費										
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	6,757		6,757	6,657		6,657	324		324	
19 負担金、補助及び交付金	183,118		183,118	111,429		111,429	46,851		46,851	
20 扶助費	326		326	326		326				
21 貸付金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積立金	190,639		190,639							
26 寄付金										
27 公課費	61		61	61		61				
28 繰出金										
予備費										
計	2,135,622	6,000	2,141,622	1,774,448	6,000	1,780,448	939,768	6,000	945,768	
財源内訳	国庫	774,122	4,500	778,622	774,122	4,500	778,622	266,021	4,500	270,521
	地方債									
	その他	109,882		109,882	41,894		41,894	456		456
	一般財源	1,251,618	1,500	1,253,118	958,432	1,500	959,932	673,291	1,500	674,791

(単位:千円)

款 項 目		商工労働部 合 計					
		1目 労政総務費			補正前	補正額	補正後
節 別		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	155,119		155,119	305,107		305,107
2	給 料	95,550		95,550	386,022		386,022
3	職 員 手 当 等	47,825		47,825	193,213		193,213
4	共 済 費	57,581		57,581	207,142		207,142
5	災 害 補 償 費						
6	恩 給 及 び 退 職 年 金						
7	賃 金						
8	報 償 費	68,039		68,039	548,736		548,736
9	旅 費	18,747		18,747	62,179		62,179
	費用弁償	7,617		7,617	15,245		15,245
	普通旅費	1,896		1,896	21,898		21,898
	特別旅費	9,234		9,234	25,036		25,036
10	交 際 費				100		100
11	需 用 費	12,993		12,993	57,276		57,276
12	役 務 費	15,995		15,995	43,340		43,340
13	委 託 料	286,007	6,000	292,007	983,609	6,000	989,609
14	使用料及び賃借料	89,292		89,292	135,712		135,712
15	工 事 請 負 費						
16	原 材 料 費						
17	公 有 財 産 購 入 費						
18	備 品 購 入 費	324		324	9,657		9,657
19	負担金、補助及び交付金	41,595		41,595	11,055,819		11,055,819
20	扶 助 費				326		326
21	賞 付 金				427,590		427,590
22	補償、補填及び賠償金						
23	償還金、利子及び割引料				77,040		77,040
24	投 資 及 び 出 資 金				313,446		313,446
25	積 立 金						
26	寄 付 金						
27	公 課 費				61		61
28	繰 出 金				23,917		23,917
	予 備 費						
	計	889,067	6,000	895,067	14,830,292	6,000	14,836,292
財 源 内 訳	国 庫	257,995	4,500	262,495	900,957	4,500	905,457
	地 方 債				117,000		117,000
	そ の 他	456		456	553,648		553,648
	一 般 財 源	630,616	1,500	632,116	13,258,687	1,500	13,260,187

繰越明許費に関する調書

追加

(単位:千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
5	労働費1	労働費1	就活支援 職業支援 河川事業 世代交代費	6,000	6,000	4,500			1,500	国補正予算を活用し、早期に事業着手するが、年度内に十分な事業期間が確保できないため。
計						4,500	0	0	1,500	

件名	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について						
提出理由	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。</p> <p>2 報告の内容 (令和2年1月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">常勤職員の区分</th> <th style="text-align: center;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 常時勤務に服することを要する職員</td> <td style="text-align: center;">49人</td> </tr> <tr> <td>2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> </tbody> </table>	常勤職員の区分	人数	1 常時勤務に服することを要する職員	49人	2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	0人
常勤職員の区分	人数						
1 常時勤務に服することを要する職員	49人						
2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	0人						
概要	<p>【参考：関係法令（抄）】</p> <p>○地方独立行政法人法（抜粋） (議会への報告等)</p> <p>第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要する職員（地方公務員法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。</p> <p>2 設立団体の長は、毎年、議会に対して、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。</p> <p>○地方独立行政法人法施行令 (常勤職員の範囲)</p> <p>第十五条 法第五十四条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令に定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者</p> <p>二 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている者</p> <p>三 地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている者</p> <p>四 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和三十七年法律第二百八十九号）第六条第五項の規定により休職者とされた者</p> <p>五 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者</p> <p>六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による勤務をしている者を含む。）</p>						